

解決覚書

一、解送職手当規定に近き發表を以て
 二、諸費用として金一千五百円も支給する
 三、今回、問題に就き燃焼を以て出さしむ事
 四、最業中の日給、三割を支給する事
 右、通り、関係諸事者間にて協議の結果解決致候也
 大正十五年五月十五日

會社	澤崎
工	上田
仙	田
	村
	友
	五
	郎
	司
	郎
	治

兵衛省長官の二一第

大正十五年四月二十三日

兵庫縣知事 山縣 部

内務大臣 若槻 禮次郎 殿

社會局長 長尾 隆一 殿

警視總監 大田 政弘 殿

京都大坂神奈川長知 岡山

廣島福岡各府縣知事 殿

神戸地方裁判所 横手 正 殿

燐子軸木職工賃銀生活費願二関七件 (不二裁一)

標記、件三南、八本、四廿百共、蘇、岸、村、六、七、四、路、以、三、申